

堺市高齢者緊急通報装置使用貸借契約書

堺市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間に高齢者緊急通報装置（以下「緊急通報装置」という。）の使用貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 在宅のひとり暮らし高齢者等に発生した急病、事故等の緊急事態に対し迅速かつ適正に対応するため、甲は、緊急通報装置を乙に貸与し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

（設置場所）

第2条 甲は、緊急通報装置を乙の居住する家屋内に設置するものとする。

（経費の負担等）

第3条 緊急通報装置に係る経費の負担は、次のとおりとする。

（1）甲が負担する経費

緊急通報装置運営に係る乙が負担する経費以外の経費

（2）乙が負担する経費

乙の故意又は過失による緊急通報装置の修繕に要する経費

2 乙は前項第2号に掲げる経費を甲が指定するところにより甲に支払うものとする。

（維持管理等の義務）

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって緊急通報装置を維持管理するとともに、緊急通報装置を他の目的に使用し、交換し、又は担保に供してはならない。

（届出義務）

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（1）緊急通報装置利用の対象者要件に該当しなくなったとき。

（2）緊急通報装置の利用が不要となったとき。

（3）申請書の記載事項に変更があったとき。

（返還等）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除し、緊急通報装置の返還その他必要な措置を命じることができる。

（1）緊急通報装置利用対象者に該当しなくなったとき。

（2）この契約の条項に違反したとき。

（損害賠償）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により緊急通報装置の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（教示）

第8条 この契約において生じた疑義又はこの契約に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

この契約の終結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長

永藤 英機

印

乙 住 所 堺市
氏 名

印

堺市高齢者緊急通報装置使用貸借契約書

堺市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間に高齢者緊急通報装置（以下「緊急通報装置」という。）の使用貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 在宅のひとり暮らし高齢者等に発生した急病、事故等の緊急事態に対し迅速かつ適正に対応するため、甲は、緊急通報装置を乙に貸与し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

（設置場所）

第2条 甲は、緊急通報装置を乙の居住する家屋内に設置するものとする。

（経費の負担等）

第3条 緊急通報装置に係る経費の負担は、次のとおりとする。

（1）甲が負担する経費

緊急通報装置運営に係る乙が負担する経費以外の経費

（2）乙が負担する経費

乙の故意又は過失による緊急通報装置の修繕に要する経費

2 乙は前項第2号に掲げる経費を甲が指定するところにより甲に支払うものとする。

（維持管理等の義務）

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって緊急通報装置を維持管理するとともに、緊急通報装置を他の目的に使用し、交換し、又は担保に供してはならない。

（届出義務）

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（1）緊急通報装置利用の対象者要件に該当しなくなったとき。

（2）緊急通報装置の利用が不要となったとき。

（3）申請書の記載事項に変更があったとき。

（返還等）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除し、緊急通報装置の返還その他必要な措置を命じることができる。

（1）緊急通報装置利用対象者に該当しなくなったとき。

（2）この契約の条項に違反したとき。

（損害賠償）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により緊急通報装置の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（教示）

第8条 この契約において生じた疑義又はこの契約に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

この契約の終結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長

永藤 英機

印

乙 住 所 堺市
氏 名

印